

<国会議員関係政治団体・資金管理団体以外の政治団体用>

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 4 年分

チェックもれ注意

(ふりがな)

1 政治団体の名称

よこやま まさよ こうえんかい

横山まさよ後援会

2 主たる事務所の所在地

〒859-3702 長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1884番地1

3 代表者の氏名

横山聖代

4 会計責任者の氏名

横山聖代

政治団体の区分

- 政党の支部  
 その他の政治団体  
 その他の政治団体の支部

チェックもれ注意

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等  
 同一の都道府県の区域内

事務担当者

氏名

横山聖代

電話

TEL 0956 (59) 5195

氏名

電話

資金管理団体の指定の有無

- 有  
 無 (以下、この欄の記載不要です。)

公職の種類

資金管理団体の

届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体  
 公職の候補者の氏名 \_\_\_\_\_  
 公職の種類 \_\_\_\_\_

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から  
 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から  
 年 月 日まで



受付欄

(その2)

## 収支の状況

必ず記入してください。  
(0の場合は0と記入)

### 1 収支の総括表

|            |       |         |   |
|------------|-------|---------|---|
| 収 入 総 額    | ..... | 201,656 | 円 |
| (前年からの繰越額) | ..... | 201,656 |   |
| (本年の収入額)   | ..... | 0       |   |
| 支 出 総 額    | ..... | 0       |   |
| 翌年への繰越額    | ..... | 201,656 |   |

### 2 収入項目別金額の内訳

#### (1) 個人の負担する党費又は会費

|                      |       |   |
|----------------------|-------|---|
| 金 額                  | ..... | 円 |
| 員 数 (党費又は会費を納入した人の数) | ..... |   |

#### (2) 寄 附

| ア 寄附 (イを除く。) の区分                           | 金 額        | 備 考                    |
|--|------------|------------------------|
| (ア) 個人からの寄附<br>(うち特定寄附)                    | .....<br>円 |                        |
| (イ) 法人その他の団体からの寄附                          | .....      |                        |
| (ウ) 政治団体からの寄附                              | .....      |                        |
| 小 計 (ア) + (イ) + (ウ)<br>(寄附のうち寄附のあつせんによるもの) | .....      | 記入もれ注意 (ア) + (イ) + (ウ) |
| イ 政党匿名寄附                                   | .....      |                        |
| 合 計 (ア + イ)                                | .....      |                        |

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

| 資産等の有無                             |                          |                                     |     |
|------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|-----|
| 資 産 等 の 項 目 別 区 分                  | 有                        | 無                                   | 備 考 |
| ア 土 地                              | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |     |
| イ 建 物                              | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |     |
| ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権           | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |     |
| エ 取得の価額が100万円を超える動産                | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |     |
| オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。） | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |     |
| カ 金 銭 信 託                          | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |     |
| キ 有 価 証 券                          | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |     |
| ク 出 資 に よ る 権 利                    | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |     |
| ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金            | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |     |
| コ 支払われた金額が100万円を超える敷金              | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |     |
| サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利       | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |     |
| シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金            | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |     |

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

## 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- ~~3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）~~

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 10 日

記入もれ注意

政治団体の名称

横山まさよ後援会

会計責任者の氏名

横山聖代



(印)

(代表者の氏名

(印) )

代表者は解散時のみ

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名のほか、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。